

## 2024 年度国別研修「カンボジア看護継続教育 2」に係る 参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、カンボジア国保健人材継続教育制度強化プロジェクトの国別研修として、当該国における看護師を対象とした卒後教育制度に関わる関係者を対象とし、日本の看護師の卒後研修に関連した学びを通して、看護継続教育（GPD）及び卒後研修制度の強化に必要な知見を習得することを目的として研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、国立研究開発法人国立国際医療研究センター（NCGM）（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、1986 年創立以来、グローバルヘルス分野における専門機関として、厚生労働省、外務省、国際協力機構（JICA）等の政府・関係機関や、世界保健機関（WHO）をはじめとする国際機関、大学・研究機関・学会等のアカデミア、さらには NGO や企業等の幅広いパートナーと連携し、開発途上国における技術協力プロジェクトへの専門家派遣、国内外の保健医療人材の育成、国際保健医療の研究、国際会議等を通じた政策提言などを実施しています。保健人材育成においては現在、モンゴル「医師及び看護職の卒後研修強化プロジェクト」、ラオス「持続可能な保健人材開発・質保証制度整備プロジェクト」、コンゴ民主共和国「保健人材開発支援プロジェクト フェーズ 3」に専門家を派遣しています。また、国内外の多様な組織・団体（日本看護協会、東京都看護協会、大学等）との幅広いネットワークを活かし、多様な講師を招聘して国内外の保健人材を対象とした研修を実施しています。特に、低中所得国向けの研修では、2006 年以來 4905 名の受入実績があり、また 2022-2024 年度課題別研修「UHC 達成に向けた看護管理能力向上」も受託しています。さらに、看護の分野においては、WHO が発行している看護関連の報告書の日本語版を複数発行するなど、高度な専門性を有しています。またカンボジアの看護教育においては、JICA 技術協力「医療技術者育成システム強化プロジェクト」への専門家派遣等を通じ長年にわたる知見を有しているほか、カンボジアにおける本技術協力プロジェクトの案件形成段階から関与していること、また本業務とほぼ同じ日程の 2023 年度国別研修「カンボジア看護継続教育」を受託、実施していることから、現地状況やこれまでの案件経緯を熟知しており、現地状況や課題に合致した研修を実施できる専門性と研修実施の体制を有し、また以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。また特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

## 1 業務内容

- (1) 業務名：2024年度国別研修「カンボジア看護継続教育2」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 研修実施期間：2024年7月16日～2024年7月23日（予定）
- (4) 契約履行期間：2024年6月5日～2024年11月15日（予定）  
※契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

## 2 応募資格

- (1) 基本的要件：
  - 1) 公示日において有効である令和04・05・06年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
  - 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
  - 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
    - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
    - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
  - 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

    - ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
    - イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
    - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
  - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
  - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
  - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
  - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。
- （中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）
- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
  - イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
  - ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
  - エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者

- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件：

- 1) 本業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当者及び関係機関と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に行われるよう体制を構築できること。

### 3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2024年4月9日(火) 17時
	提出場所	JICA 東京 人間開発・計画調整課
	提出書類	参加意思確認書、応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式(写し可)
	提出書類	参加意思確認書(別紙3)、同確認書で提出を求められている資料等 ※詳細は欄外参照。
	提出方法	郵送またはメール ※郵送(配達記録の残るものに限る)の場合は、提出期限必着。 ※メールの場合は、下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、同項に記載の両方のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。
(2) 審査結果 の通知	通知日	2024年4月11日(木)
	通知方法	メール又は郵送
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	JICA 東京 人間開発・計画調整課
	請求方法	郵送またはメール ※郵送(配達記録の残るものに限る)の場合は、提出期限必着。 ※メールの場合は、下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、同項に記載の両方のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。
	請求締切日	2024年4月17日(水)
	回答予定日	2024年4月23日(火)

	回答方法	メール又は郵送
(4) 提出場所・メールアドレス	〒151-0066 JICA 東京 人間開発・計画調整課 電話：03-3485-7469 メールアドレス： <a href="mailto:ticthdop@jica.go.jp">ticthdop@jica.go.jp</a>	東京都渋谷区西原 2-49-5 (担当：森本)

※提出書類について

- 1) 参加意思確認書（様式 1）及びその添付書類（法人概要、パンフレット 等）
- 2) 令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し

**【メール送信の際の留意点】**

- ・ メールを受信制限があるところ、送付メールの容量は3MB以下とすること。
- ・ データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書（様式1）のPDFデータを受領後1営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）のURLと、同URLにログインするためのIDとパスワードをメールで送付する（ただし、パスワードについては、別メールにて送付する）。同URLにアクセスし、IDとパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報すること。
- ・ 上記大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）が利用できない場合は、郵送又は持参で提出すること。
- ・ JICA東京では、受信内容を確認の上、24時間以内に（土・日・祝日をはさむ場合は翌営業日の17時まで）受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から24時間以内の問い合わせは原則受け付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

**4 その他**

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記3（3）を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続

きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。

- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

## 2024 年度国別研修「カンボジア看護継続教育 2」に係る研修委託契約業務概要

### 1. 研修コース概要

#### (1) 研修コース名

国別研修「カンボジア看護継続教育 2」

#### (2) 技術研修期間（予定）

2024 年 7 月 16 日～2024 年 7 月 23 日

#### (3) 研修員（予定）

1) 定員 11 名（うち準高級 0 名、一般 11 名）

2) 研修対象国 カンボジア

3) 研修対象組織・対象者 保健省、看護カウンスル、看護協会、国立病院、コンポンチャム州及びバットバン州（州病院、RTC:地域研修センター）、保健科学大学

#### (4) 研修使用言語

カンボジア語（カンボジア語の研修監理員を配置予定）

#### (5) 研修の背景・目的

カンボジア国保健人材継続教育制度強化プロジェクトは、看護師を対象とした卒後研修制度（In-service training system）の強化を目的として、2021 年 12 月末より 4 つの成果（1. 国家卒後研修ガイドラインの策定、2. 研修計画・カリキュラム策定、3. カンボジア国内、パイロット地区での研修実施、4. 研修のモニタリングの仕組みの構築）を掲げ、5 年間の予定で活動を進めている。

成果 1. 国家卒後研修ガイドラインが承認され（2023 年 1 月）、このガイドラインを基に、成果 2. 研修計画が策定され（2023 年 6 月）、現在、研修カリキュラム及び教材（モジュール 8 科目）の最終化を行っている。今後、研修実施へ向け、研修マネジメントチームを立ち上げ、トレーナーの養成（2024 年 4 月予定）へ進む予定である。

2023 年に実施した第一回目の看護継続教育（CPD）国別研修は、卒後研修制度構築に関わる保健省（看護行政）、看護カウンスル、看護協会、病院、教育機関の関係者が参加し、その構築に必要な知見を深めた。今回の本邦研修では、研修管理の視点から、卒後研修の実践及びモニタリング評価の具体的な

方法について学びを深め、卒後研修制度の強化につなげていく事が期待される。

(6) 案件目標

CPD 及び看護師の卒後研修制度の強化に必要な知見を習得する。

(7) 研修内容

1) 研修項目

- ア. 日本の保健医療、看護政策の概観（人材確保、処遇・配置、継続教育制度）
- イ. 日本の看護教育（看護教育制度、教育機関設置認定）、継続教育、卒後教育の概観
- ウ. 日本の医療、看護実践の概観（チーム医療、看護方式、看護過程、地域連携と看護実践）
- エ. 看護協会の役割と看護協会の行う継続教育支援（資格認定制度、新人看護職研修）
- オ. 病院における継続教育支援（クリニカルラダーを用いた研修管理、新人研修、臨床教員）
- カ. 卒後研修に関わる運営管理及び評価・モニタリング

2) 研修方法

- ア. 講義
- イ. 現場視察
- ウ. 発表・協議

**2. 委託業務の内容**

(1) 契約履行期間（予定）

2024年6月5日～2024年11月15日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

カンボジアの保健省、看護師関連団体、病院関係者に対し、日本の看護師の継続教育制度の紹介や実践の視察を行い、プロジェクト目標達成に必要な知見を得ることを支援する。

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認



- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 19) 閉講式実施補佐
- 20) 研修監理員からの報告聴取
- 21) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 22) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 23) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

### 3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたってカンボジア語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICA が実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (3) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/guideline.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html)

以 上